

令和2年3月23日

大森キャンパス・習志野キャンパス
学生・教職員各位

東邦大学長 高松 研
東邦大学健康推進センター長 田中 太一郎

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について 【第2報】

新型コロナウイルスによる感染症については、国内外で感染が拡大しています。

学生・教職員の安全確保と学内外への感染被害を抑止するため、学生・教職員におかれましては、以下の通りの対応をお願いします。

新型コロナウイルスに関する情報は、日々アップデートされるため、大学の対応もそれに応じて変化していきます。大学の動きや今後の指示は大学ホームページ、健康推進センターホームページ、教育ポータル、Active Academy等を通じて最新の情報を届けますので、必ず定期的に確認するようにして下さい。

目次

1. 感染予防のための対応について	2
(1) キャンパス生活上の注意点 (更新)	2
(2) 授業開始時期等の変更 (新規)	2
(3) 課外活動、新入生歓迎イベント等の制限 (更新)	2
(4) 就職活動、キャリア関係イベント等の制限 (更新)	3
(5) 会議 (会合)、学会などの集まりの制限 (更新)	3
(6) 海外渡航・海外研修等の制限 (更新)	3
2. 自宅待機等の措置を行う必要がある場合について	4
(1) 37.5度以上の発熱等を伴う体調不良時の対応 (更新)	4
① 学生の場合	4
② 教職員の場合	5
(2) 濃厚接触者となった可能性がある場合の対応	5
① 学生の場合	5
② 教職員の場合	6
(3) 海外からの帰国者・入国者への対応 (新規)	6
(4) 新型コロナウイルスに感染あるいはその疑いと診断された場合の対応	6
問い合わせ先	6
<参考> コロナウイルスに関する情報	7

1. 感染予防のための対応について

(1) キャンパス生活上の注意点（更新）

- 流水と石けんによる「手洗い」、アルコールによる「手指消毒」、「マスクの着用を含む咳エチケット」を徹底して下さい。
 - ▶ 手洗いやマスク着用の正しい方法：
https://www.health-care-center.toho-u.ac.jp/omori/kanri/infec_prot
- キャンパス内トイレのジェットタオルの使用を中止しています。ハンカチ、手指消毒剤などを持参し、各自で感染予防を行って下さい。
- 清掃・換気を心掛け、人が密に集まって過ごすような空間に集まることをなるべく避けて下さい。
- 可能な限りマスクを着用するとともに近距離での会話や発声を避け、休憩時間、実験中などは大声で話さないこと。
- 毎朝、登校・出勤前に、できる限り健康状態の確認（検温等）を行って下さい。
- 体調不良（発熱・咳・関節痛・全身倦怠感（だるさ）等）の場合は、無理をせずに自宅で休養するようにして下さい。体調不良時に登校、出勤しないことが感染拡大予防につながります。
- 学生においては、**37.5度以上の発熱を伴う風邪の症状がある場合は出席停止となりますが、履修に対して不利益とならないよう適切に配慮します。**（詳細は本通知の「2.（1）37.5度以上の発熱等を伴う体調不良時の対応」を参照）

※ 上記に関することを含め、別途、健康推進センターから指示がある場合は、その指示に従って下さい。

(2) 授業開始時期等の変更（新規）

- 令和2年度春学期の対面による一斉授業に関しては、原則として、4月20日（月）を開始時期とします。ただし、臨地・臨床実習、卒業研究等、学部・研究科・授業科目毎に開始時期等を変更することがあります。また、これに先立ちガイダンス、健康診断等を実施いたします。
- 実施スケジュールは、学部・研究科によって異なりますので、必ず、学部・研究科からの別途通知（書面および学部・研究科ホームページ）を確認の上、それに従い出席されるようお願いいたします。

※ 上記に関することを含め、別途、所属学部／研究科から指示がある場合は、その指示に従って下さい。

(3) 課外活動、新入生歓迎イベント等の制限（更新）

- 学内外での課外活動やクラブ活動（対外試合や大会への参加、合宿等宿泊を伴う活動、懇親会を含む飲食を伴う活動を含む）あるいは不特定多数の人が集まる場（新入生歓迎イベントを含む）の開催または参加については、原則、中止して下さい。
- 当面の間、このような対応をお願いしますが、4月20日（月）以降については、4月10日（金）までに改めて通知いたします。

※ 上記に関することを含め、別途、以下担当部署から指示がある場合は、その指示に従って下さい。

- ・ 課外活動：学生部
- ・ 新入生歓迎イベントなどの集まり：所属学部／学生部

(4) 就職活動、キャリア関係イベント等の制限（更新）

- 就職活動やキャリア関係のイベントなど不特定多数の人が集まる場の開催または参加については、以下の通りとして下さい。
 - 開催・実施について
 - 不要不急の集まりは自粛して下さい。
 - 合宿等宿泊を伴う活動は自粛して下さい。
 - 懇親会を含む飲食を伴う活動は自粛して下さい。
 - 感染予防（頻繁な手洗い、手指消毒、マスクの着用など）に努めること。
 - 「2. 自宅待機等の措置を行う必要がある場合について」において、自宅待機および出席・出勤停止となる者は、参加不可とすること。
 - 参加について
 - 不要不急の集まりへの出席は自粛して下さい。
 - 感染予防（頻繁な手洗い、手指消毒、マスクの着用など）に努めること。
 - 「2. 自宅待機等の措置を行う必要がある場合について」において、自宅待機および出席・出勤停止となる場合は、参加しないこと。
 - 無理な活動を避け、休養をよく取り、体調管理に努めること。
- 当面の間、このような対応をお願いしますが、4月20日（月）以降については、4月10日（金）までに改めて通知いたします。

※ 上記に関することを含め、別途、所属学部／キャリアセンターから指示がある場合は、その指示に従って下さい。

(5) 会議（会合）、学会などの集まりの制限（更新）

- 会議（会合）、学会、オープンキャンパス、ホームカミングデー等のイベントの開催または参加にあたっては、以下の点の通りとして下さい。
 - 開催・実施について
 - 不要不急の集まりの開催は自粛して下さい。
 - 懇親会を含む飲食を伴う活動は自粛して下さい。
 - 開催・実施する場合は学内の参加者に限定されているか、学外の参加者がいる場合にあっては参加者が限定され、不特定多数の出入りがないことが必要です。
 - 感染予防（頻繁な手洗い、手指消毒、マスクの着用など）に努めること。
 - 「2. 自宅待機等の措置を行う必要がある場合について」において、出席・出勤停止となっている者は、参加不可とすること。
 - 参加について
 - 不要不急の集まりへの出席は自粛して下さい。
 - 感染予防（頻繁な手洗い、手指消毒、マスクの着用など）に努めること。
 - 「2. 自宅待機等の措置を行う必要がある場合について」において、出席・出勤停止となっている場合は、参加しないこと。
 - 無理な活動を避け、休養をよく取り、体調管理に努めること。
- 当面の間、このような対応をお願いしますが、4月20日（月）以降については、4月10日（金）までに改めて通知いたします。

※ 上記に関することを含め、別途、学長／常務理事／健康推進センター長／所属長から指示がある場合は、その指示に従って下さい。なお、病院所属の教職員については別途指示が出ますので、そちらに従って下さい。

(6) 海外渡航・海外研修等の制限（更新）

- 大学が主催する海外研修・留学については当面の間、中止とします。詳細は各学部

の指示に従って下さい。

- 学生・教職員とも渡航先の国・地域を問わず、原則、渡航不可とします。また、帰国者・入国者は14日間の出席・出勤停止となります。(本通知の「2.(3)海外からの帰国者・入国者への対応」を参照)
- 当面の間、このような対応をお願いしますが、4月20日(月)以降については、4月10日(金)までに改めて通知いたします。

※ 上記に関することを含め、別途、所属学部/研究科、国際交流センターから指示がある場合は、その指示に従って下さい。

2. 自宅待機等の措置を行う必要がある場合について

以下の(1)から(4)に該当する場合は、健康推進センターへの連絡、自宅待機または出勤・出席停止、健康管理等の対応が必要となります(下表参照)。

(表) 学生・教職員の状況と必要な対応

学生・教職員の状況		(1)37.5度以上の発熱者	(2)濃厚接触者	(3)帰国者	(4)罹患者(または疑いと診断)
健康推進センターへの連絡		必要	必要	必要	必要
学生	措置	自宅待機(解熱した日を含めて2日間まで)	14日間の自宅待機	14日間の自宅待機	治癒するまで出席停止
	出席の扱い	学校保健安全法第19条による出席停止	学校保健安全法第19条による出席停止	学校保健安全法第19条による出席停止※	学校保健安全法第19条による出席停止
	部活動・会合	参加不可	参加不可	参加不可	参加不可
教職員	措置	自宅で休養(解熱した日を含めて2日間まで)	14日間の自宅待機	14日間の自宅待機	治癒するまで出勤停止
	勤怠の扱い	年次有給休暇	自宅待機中は給与が支給	自宅待機中は給与が支給※	特別有給休暇
	会議・出張・会合	参加不可	参加不可	参加不可	参加不可

※ただし、事前に渡航・入国・帰国の届出・許可のない場合、学生は欠席、教職員は年次有給休暇として扱う。

(1) 37.5度以上の発熱等を伴う体調不良時の対応(更新)

①学生の場合

※ ここには概要のみを記します。詳細を「学生が37.5度以上の発熱をした場合の対応について」(3/11付け通知)で必ず確認して下さい。

- 37.5度以上の発熱を伴う風邪の症状がある場合は、大学には登校せず、自宅待機とします。同時に、可及的速やかに健康推進センターへ電話連絡して下さい。健康推進センターの対応時間外に限り、メールでの連絡も可とします。
- 自宅待機中は毎日、朝晩の2回、体温を測定し、記録して下さい。
- インフルエンザ等の心配があるとき(短時間で38度以上の発熱が起きたような場合)には、通常通り、かかりつけ医等に相談して下さい。インフルエンザの診断が確定した場合には、速やかに健康推進センターに報告して下さい。
- 症状が4日以上続く場合(基礎疾患等のある者は2日程度)あるいは強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、電話で「帰国者・接触者相談センタ

一」に相談し、その指示に従って下さい。指示された内容については健康推進センターにも報告して下さい。

- 解熱した日を含めて 2 日間、解熱が継続すれば、登校可能とします。登校する日の前日の午後に健康推進センターへ電話連絡をして下さい。(前日が休日の場合はメールで連絡。)
- 登校初日にはまず健康推進センターで登校許可面接を受け、「登校許可証明書 (COVID-19 対策用)」を発行してもらって下さい。登校許可面接の際、体温表 (健康管理表) を必ず持参して下さい。登校初日から 2 週間はマスクの着用や手洗い励行など感染予防に努めて下さい。
- 健康推進センターに症状の出現を連絡した日から登校許可面接を受けるまでは、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」として扱います。出席停止により欠席した授業等については、学生の不利益とならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行います。
- 現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に相談して下さい。
- 37.5 度以上の発熱が伴わない場合でも、風邪のような症状がある場合は、学校を休んで外出を控えるようにして下さい。(この場合は出席停止には該当しません。健康推進センターへの連絡は不要ですが、不安を感じるようでしたら相談してください。)

②教職員の場合

- 発熱等の風邪症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するようにして下さい。体調不良時に無理せず出勤しないことが感染拡大予防につながります。なお、この場合、年次有給休暇を利用して頂くことになります。
- 自宅療養中は毎日、朝晩 2 回、体温を測定し、出来れば記録して下さい。
- 風邪症状があり、37.5 度以上の発熱を伴う場合は、速やかに健康推進センターへ電話連絡して下さい。健康推進センターの対応時間外に限り、メールでの連絡も可とします。
- 出勤再開の目安は、解熱した日を含めて 2 日間、解熱が継続した状態です。
- 出勤再開後、速やかに健康推進センターへ出勤再開の報告をして下さい。
- 症状が 4 日以上続く場合 (基礎疾患等のある者は 2 日程度) あるいは強いだるさ (倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある場合は、電話で「帰国者・接触者相談センター」に相談し、その指示に従って下さい。あわせて、健康推進センターにも報告して下さい。

(2) 濃厚接触者となった可能性がある場合の対応

「濃厚接触者」とは、1)新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触 (車内、飛行機内等を含む) があつた者、2)適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護もしくは介護していた者、3)新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者を言います。

①学生の場合

- 濃厚接触者となった可能性がある場合は、速やかに健康推進センターへ連絡して下さい。
- 大学において濃厚接触者と判断された場合は、感染者と接触した日から 14 日間の自宅待機となります。その間、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、37.5 度以上の発熱や急性呼吸器症状が出た場合には、「帰国者・接触者相談センター」に相談するとともに、健康推進センターへ連絡して下さい。
- 自宅待機中に授業を欠席した場合は「本通知の 2. (1) 37.5 度以上の発熱等を伴う体調不良時の対応」に準じて取り扱います。

②教職員の場合

- 濃厚接触者となった可能性がある場合は、速やかに健康推進センターへ連絡して下さい。
- 大学において濃厚接触者と判断された場合、当面の間、原則、感染者と接触した日から14日間の自宅待機を求めます。自宅待機中は給与が支給されます。ただし、業務への影響や今後の状況によってこれらの方針は変更される場合があります。
- ※ 病院所属の教職員については別途指示が出ますので、そちらに従って下さい。

(3) 海外からの帰国者・入国者への対応（新規）

- 海外からの帰国者・入国者は、速やかに健康推進センターに電話連絡して下さい。
- 帰国後・入国後14日間は、毎日体温を測り（朝夕2回以上）、手洗い、マスクの着用を徹底して下さい。
- 渡航先の国・地域を問わず、入国または帰国の日から起算して14日間は自宅待機とします。外出を控え、他人との接触は最小限にとどめて下さい。
- 自宅待機中の出席・勤怠については「本通知の2.（2）濃厚接触者となった可能性がある場合の対応」に準じて取り扱います。ただし、本日（3月23日）以降の渡航・入国・帰国について事前に大学への届出・許可がなかった場合、欠席あるいは年次有給休暇として取り扱います。

(4) 新型コロナウイルスに感染あるいはその疑いと診断された場合の対応

- 新型コロナウイルス感染症は、政令により「指定感染症」として定められ、学校保健安全法に定める「第一種感染症」とみなされます。
- 万一、感染あるいはその疑いと診断された場合は、学生においては「出席停止」、教職員においては「出勤停止」となります。
- 出席・出勤停止期間は「治癒するまで」です。
- 主治医の許可があるまで登校や就業を控えて下さい。
- 出席停止により欠席した授業等の取り扱いについては、各学事部学事課へ申し出て指示を受けて下さい。
- 教職員においては「特別有給休暇」を取得することが可能です。詳しくは各所属の人事担当部署に問い合わせして下さい。
- 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに電話またはメールにより、以下の事項について健康推進センターに報告して下さい（登校はしないこと）。教職員においては同時に所属長にも報告をして下さい。
 - 診断日
 - 受診医療機関
 - 現在の状況
 - 発熱および咳などの呼吸器症状が現れた日
 - 症状が現れた日以降における本学関係者との接触状況
 - 今後の見通し等に係わる医師等の所見

問い合わせ先

- ・「2. 自宅待機等の措置を行う必要がある場合について」の対応
 - ⇒ 健康推進センター（大森：03-5763-6508 習志野：047-472-9388）
- ・学生の課外活動、学生生活に関すること
 - ⇒ 各学事部 学事課 学生生活担当
- ・教職員の勤怠、業務に関連すること
 - ⇒ 各学事部学事支援課（総務）、法人本部人事部

<参考>コロナウイルスに関する情報

- ・首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/9324-2019-ncov.html>